

■外国人投資制限業種および許容基準

【別表 2】

(外国人投資に関する規程 第 5 条関連)

最終更新日：2024 年 11 月 30 日

業種分類	業種名	所管部署	許容基準(注)	開放時期
01110	穀物およびその他 食糧作物栽培業	農林畜産食品部	- 稲栽培および大麦栽培を 除いて許容	
01212	肉牛飼育業	農林畜産食品部	- 外国人投資比率が 50% 未 満の場合に許容	
20129	その他基礎無機化 学物質製造業	産業通商資源部	- 原子力発電燃料の製造・ 供給事業を除いて許容	
24219	その他非鉄金属製 錬、精錬および合 金製造業	産業通商資源部	- その他基礎無機化学物質 製造業の許容基準と同じ	
35111	原子力発電業	産業通商資源部	< 未開放 >	
35112	水力発電業	産業通商資源部	- 外国人が韓国電力公社か ら仕入れる発電設備の合 計は、国内全体発電設備 の 30% まで許容 ※韓国電力公社（子会社を 含む）から仕入れる場合 にのみ該当	
35113	火力発電業			
35114	太陽力発電業			
35115	風力発電業			
35119	その他発電業			
35120	送電および配電業	産業通商資源部	- 次の場合に限り許容 1. 外国人投資比率が 50% 未満であること 2. 外国投資家の議決権の ある株式などの所有は 内国人第 1 株主より低く なければならない ※電気販売業は「電気事業 法」による電気販売事業 にのみ該当	
35130	電気販売業			
38240	放射性廃棄物収集 運搬および処理業	産業通商資源部	- 「放射性廃棄物管理法」 第 9 条による放射性廃棄 物管理事業は除いて許容	
46313	肉類卸売業	農林畜産食品部	- 外国人投資比率が 50% 未 満の場合に許容	

業種分類	業種名	所管部署	許容基準(注)	開放時期
50121	内航旅客運送業	海洋水産部	- 次の各号の要件のすべてを充足する場合に許容 1. 許容対象：南・北間旅客または貨物運送 2. 大韓民国の船舶会社と合併する場合であること 3. 外国人投資比率が 50 % 未満であること	
50122	内航貨物運送業	海洋水産部	- 内航旅客運送業の許容基準と同じ	
51	国際航空運送業	国土交通部	- 外国人投資比率が 50 % 未満の場合に許容	
51	国内航空運送業	国土交通部	- 外国人投資比率が 50 % 未満の場合に許容	
51	小型航空運送業	国土交通部	- 外国人投資比率が 50 % 未満の場合に許容	
58121	新聞発行業	文化体育観光部	- 外国人投資比率が 50 % 未満の場合に許容（ただし、日刊新聞の場合には、外国人投資比率が 30 % 未満の場合に許容）	
58122	雑誌および定期刊行物発行業	文化体育観光部	- 外国人投資比率が 50 % 未満の場合に許容	
60100	ラジオ放送業	放送通信委員会	< 未開放 >	
60210	地上波放送業	放送通信委員会	< 未開放 >	

業種分類	業種名	所管部署	許容基準(注)	開放時期
60221	プログラム供給業	放送通信委員会 科学技術情報通信部	- 外国人投資比率が 49% 以下の場合に許容（ただし、総合編成を行う放送チャンネル使用事業者は外国人投資比率が 20% 以下の場合に許容、報道に関する専門編成を行う放送チャンネル事業者は外国人投資比率が 10% 以下である場合に許容） ※プログラム供給業は「放送法」上の‘放送チャンネル使用事業’をいう。 ※ただし、総合編成や報道に関する専門編成または商品紹介および販売に関する専門編成を行う者を除いた放送チャンネル使用事業者の場合、大韓民国が外国と 2 カ国間または多国間で締結して発効した自由貿易協定のうち、科学技術情報通信部長官が定めて告示する自由貿易協定（韓・米 FTA）の締結相手国の政府や団体または外国人が株式または持ち分を所有している法人は、放送法第 14 条第 1 項第 3 号の外国人擬制法人に該当する者とはみなさない（より詳しい内容は当該自由貿易協定文を参照）	
60222	有線放送業	科学技術情報通信部	- 総合有線放送業について外国人投資比率が 49% 以下の場合に許容（ただし、中継有線放送事業は外国人投資比率が 20% 以下である場合に許容）	

業種分類	業種名	所管部署	許容基準(注)	開放時期
60229	衛星およびその他 放送業	科学技術情報通 信部	- 外国人投資比率が 49%以 下の場合に許容(ただ し、総合編成もしくは報 道に関する専門編成を行 うインターネットマルチ メディア放送コンテンツ 事業者は外国人投資比率 が 20%以下である場合に 許容) ※ただし、総合編成や報道に 関する専門編成または商品 紹介および販売に関する専 門編成を行う者を除いたイ ンターネットマルチメディ ア放送コンテンツ事業者の 場合、大韓民国が外国と 2 カ国間または多国間で締結 して発効した自由貿易協定 のうち、科学技術情報通信 部長官が定めて告示する自 由貿易協定(韓・米 FTA) の締結相手国の政府や団体 または外国人が株式または 持分を所有している法人 は、インターネットマルチ メディア放送事業法第 9 条 第 2 項第 3 号の外国人擬制 法人に該当する者とはみな さない(より詳しい内容は 当該自由貿易協定文を参 照)	

業種分類	業種名	所管部署	許容基準(注)	開放時期
61210	有線通信業	科学技術情報通信部	- 外国政府または外国人（外国人擬制法人含む）が所有する株式（議決権のある株式に限り、株式預託証書など議決権を持った株式の等価物および出資持ち分を含む）の合計が発行株式総数の 100 分の 49 以下の場合に限り許容（ただし、KT においては、外国人などは筆頭株主になることができず、株式所有が 100 分の 5 未満の場合には許容） ※外国人擬制法人：外国政府または外国人（「資本市場および金融投資業に関する法律」第 9 条第 1 項第 1 号による特殊関係人を含む）が筆頭株主である法人で、その発行株式総数の 100 分の 15 以上の法人 ※ただし、大韓民国が外国と 2 カ国間または多国間で締結して発効した自由貿易協定のうち、科学技術情報通信部長官が定めて告示する自由貿易協定（韓・米 FTA、韓・EU FTA、韓・カナダ FTA、韓・オーストラリア FTA、韓・英国 FTA）の相手国の外国人擬制法人で、電気通信事業法第 10 条による公益性審査の結果、科学技術情報通信部長官が公共の利益を害するリスクがないと判断した法人は外国人とはみなさない（より詳しい内容は当該自由貿易協定文を参照）	
61220	無線および衛星通信業	科学技術情報通信部	- 有線通信業の許容基準と同じ	

業種分類	業種名	所管部署	許容基準(注)	開放時期
61299	その他電気通信業	科学技術情報通信部	- 有線通信業の許容基準と同じ(ただし、付加通信業は制限なし)	
63910	ニュース提供業	文化体育観光部	- 外国人投資比率が 25% 未満の場合に許容	
64121	国内銀行	金融委員会	- 「農業協同組合法」による農協中央会(金融)および「水産業協同組合法」による水協中央会(金融)を除いて許容	

注) 特定内容がなく、年・月・日のみが表示されている場合は、その時期が到来すると全面開放される。部分開放または開放拡大などの表示がある場合には、その時期が到来すると部分開放または開放の幅が拡大される。